

株主各位

(証券コード9206)
2022年6月14日

北九州市小倉南区空港北町6番
北九州空港スターフライヤー本社ビル

株式会社スターフライヤー

代表取締役 白水 政治
社長執行役員

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ「議決権行使のご案内」（4～5ページ）に沿って、2022年6月28日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時30分（開場 午前10時00分）
2. 場所 北九州市小倉北区古船場町1番35号
北九州市立商工貿易会館（シティプラザ）2階 多目的ホール
3. 目的事項
 - 報告事項 第20期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに記載しておりますので、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載していません。

- (1) 主要な事業所
- (2) 主要な借入先
- (3) 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項
- (4) 株主資本等変動計算書
- (5) 個別注記表

当社ウェブサイト <https://www.starflyer.jp/starflyer/ir/meeting-of-shareholders.html>

トップ>企業・IR情報>株主・投資家情報>株主総会・株主通信



以上

当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会の前日までに、株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について修正すべき事情が生じた場合や、今後の新型コロナウイルスの流行状況により第20期定時株主総会の会場変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.starflyer.jp/starflyer/ir/meeting-of-shareholders.html>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染・発症の拡大が報道されております。株主様の安全確保および感染拡大防止のために、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。また、株主総会当日放映予定の報告事項に関する動画について、株主総会終了後、前ページ記載の当社ウェブサイトへの掲載を予定しております。

なお、ご出席される場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- 本株主総会会場におきましては、受付前に検温を実施させていただきます。その際、発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- 入場後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声がけし、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。
- ご来場される株主様には、マスクの着用および手指のアルコール消毒等感染予防の処置へのご協力をお願いいたします。
- 本株主総会の議事は、できる限り時間を短縮して行なう予定でございます。
- 当社の運営スタッフについては、マスクの着用および定期的な手指の消毒をはじめとする感染症対策を実施させていただきます。
- お土産の配布、ロビーにおけるお茶・コーヒー等のご提供は中止とさせていただきます。

目次

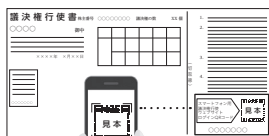
| | | | |
|-------------------------|----|-------------|----|
| 第20期定時株主総会招集ご通知 | 1 | | |
| | | (添付書類) | |
| 株主総会参考書類 | | 事業報告 | 17 |
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 6 | 計算書類 | 32 |
| 第2号議案 取締役11名選任の件 | 9 | 監査報告書 | 34 |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | 16 | | |

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

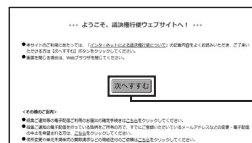
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件



1. 提案の理由

- (1) 株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の決議を機動的に行うことを目的として、会社法第309条第2項に基づき、現行定款第15条（決議要件）に第2項を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、<u>連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新 設) | <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案定款第16条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、令和5年3月1日を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案

取締役11名選任の件



取締役全員（10名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | 候補者属性 |
|-----------|--------|---|----------|
| 1 | 横江 友則 | | 新任 |
| 2 | 町田 修 | | 新任 |
| 3 | 柴田 隆 | 取締役 常務執行役員 情報取扱責任者、東京地区担当、 営業本部長、経営企画本部管掌 | 再任 |
| 4 | 松浦 祐之助 | 取締役 執行役員 安全統括管理者、アルコール対策責任者、 運航本部長、整備本部管掌 | 再任 |
| 5 | 吉岡 雅之 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 6 | 上山 信一 | 取締役 | 再任 社外 |
| 7 | 小林 建治 | 取締役 | 再任 社外 |
| 8 | 一木 靖司 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 9 | 鈴木 大輔 | 取締役 | 再任 社外 |
| 10 | 横山 美帆 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 11 | 中野 幹子 | | 新任 社外 独立 |

候補者番号

1

よこ え とも のり

横江 友則

(1956年7月24日生 満65歳)

新任

略歴、当社における地位、担当

1980年 4月 阪急電鉄(株)入社
 2000年 7月 (株)スルッとKANSAI 代表取締役
 2008年 1月 国土交通省 観光庁 VISIT JAPAN大使 (現職)
 2013年 7月 大阪市 交通局 鉄道本部 副本部長 兼 営業部長
 2015年 4月 (株)大阪メトロサービス 常務取締役
 2018年 3月 NPO法人 アジア教育友好協会 理事 (現職)
 2018年10月 (一社) グローカル交流推進機構 専務理事 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 - 年

取締役への
選任の理由

横江友則氏は、鉄道事業に関する豊富な経験と安全、Maas等のデジタル領域・マーケティング・新規事業創出に関する幅広い見識を有しております。その経験と見識を生かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指すため、経営方針決定への参画、取締役会の監督機能の充実に加え、非航空収入の強化など事業構造改革の牽引役として新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まち だ おさむ

町田 修

(1964年10月6日生 満57歳)

新任

略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 全日本空輸(株)入社
 2006年 4月 全日本空輸(株)米州室 マネジャー
 ロサンゼルス支店 マネジャー
 2011年 4月 全日本空輸(株)財務部 副部長
 2012年 6月 スカイネットアジア航空(株) 常務取締役
 2015年 4月 ANAウイングス(株) 取締役
 2018年 4月 全日本空輸(株) 香港支店 支店長(現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 - 年

取締役への
選任の理由

町田修氏は、これまで航空事業領域で、経営企画、財務、運航にて、事業運営について長く経験を積み、また、他航空会社への出向によって豊富な経験や高い見識を得られております。その経験と見識を生かし、現下の新型コロナウイルスによる経営危機をのりこえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指すため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

しば た たかし
柴田 隆

(1956年11月30日生 満65歳)

再任

略歴、当社における地位、担当

1981年 4月 全日本空輸 (株) 入社
 2008年 4月 全日本空輸 (株) 東京空港支店 総務部長
 2010年 4月 全日空商事 (株) 取締役
 2014年 4月 当社 執行役員 経営企画本部長 兼 資金部長 情報取扱責任者
 2014年 6月 当社 取締役 執行役員 経営企画本部長 情報取扱責任者
 2016年 6月 当社 取締役 常務執行役員 情報取扱責任者
 2017年 4月 当社 取締役 常務執行役員 情報取扱責任者
 経営企画本部、営業本部管掌
 2021年 8月 当社 取締役 常務執行役員 情報取扱責任者 東京地区担当 営業本部長
 経営企画本部管掌 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 8年

取締役への
選任の理由

柴田隆氏は、航空事業に関する経営・財務・会計をはじめとする幅広い経験と見識を有し、これまで当社経営企画部門の責任者として、中期経営戦略の策定や各種財務戦略の策定・実施等に貢献して参りました。早急な財務体質・経営体質の改善をめざす当社としては、その専門的知識を生かし、現下の新型コロナウイルスによる経営危機をのりこえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指すため、引き続き同氏の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

まつ うら ゆう の すけ
松浦 祐之助

(1958年2月27日生 満64歳)

再任

略歴、当社における地位、担当

1979年 4月 全日本空輸 (株) 入社
 2012年 4月 全日本空輸 (株) 運航本部 フライトオペレーション訓練室 エアバス訓練部 部長
 2012年 11月 全日本空輸 (株) フライトオペレーションセンター エアバス部付 部長
 2013年 4月 全日本空輸 (株) フライトオペレーションセンター エアバス部 部長
 2015年 4月 当社 運航本部 副本部長
 2016年 4月 当社 執行役員 運航本部 副本部長
 2016年 6月 当社 執行役員 運航本部長
 2021年 6月 当社 取締役 執行役員 安全統括管理者 アルコール対策責任者 運航本部長
 整備本部管掌 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 1年

取締役への
選任の理由

松浦祐之助氏は、航空業界において安全・安心を支える運航部門に長く従事しており、運航本部長としてリスク管理を含む幅広い経験と実績に基づく高い見識をもって当社運航部門を牽引するとともに、昨年度からは安全統括管理者として当社の安全活動を推進して参りました。航空会社として安全運航の観点からも、現下の新型コロナウイルスによる経営危機をのりこえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指すため、引き続き同氏の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

よし おか まさ ゆき

吉岡

雅之

(1965年8月24日生 満56歳)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 東陶機器(株) (現 TOTO(株)) 入社
 2014年 4月 東陶(中国)有限公司 董事 事業管理本部長
 2015年 4月 TOTO(株) 経理部 次長
 2016年 4月 TOTO(株) 経営企画本部 経営企画部長
 2018年 4月 TOTO(株) 執行役員 財務・経理本部長 兼
 TOTOファイナンス(株) 代表取締役社長
 2020年 6月 当社 取締役 (現職)
 2022年 4月 TOTO(株) 上席執行役員 財務・経理本部長 兼
 TOTOファイナンス(株) 代表取締役社長 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 2年

取締役会の出席状況

14回/14回

重要な兼職の状況

TOTO(株) 上席執行役員 財務・経理本部長 兼 TOTOファイナンス(株) 代表取締役社長

社外取締役への
選任の理由等

吉岡雅之氏は、TOTO(株) に在籍され、特に財務・経理分野を中心として、豊富な事業運営の経験と幅広い見識を有しております。同氏が有する専門的な観点から、経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

う え や ま し ん い ち

上山

信一

(1957年10月6日生 満64歳)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当

1980年 4月 運輸省(現 国土交通省) 入省
 1984年 7月 外務省 出向
 1986年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 入社
 1992年 7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社 パートナー 就任
 2000年 9月 米国 ジョージタウン大学 研究教授
 2003年 9月 慶應義塾大学 大学院 政策・メディア研究科 特別研究教授
 2007年 3月 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 (現職)
 2010年 6月 (株) 麻生 非常勤監査役 (現職)
 2012年 1月 (株) アスコエパートナーズ 社外監査役 (現職)
 2019年 6月 (株) マイスターエンジニアリング 社外取締役 (現職)
 2020年 8月 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 顧問 (現職)
 2021年 3月 当社 取締役 (現職)
 2022年 5月 (株) 平和堂 社外取締役 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 1年4か月

取締役会の出席状況

14回/14回

重要な兼職の状況

慶應義塾大学 総合政策学部 教授、(株) 麻生 非常勤監査役、
 (株) アスコエパートナーズ 社外監査役、(株) マイスターエンジニアリング 社外取締役、
 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 顧問、(株) 平和堂 社外取締役

社外取締役への
選任の理由等

上山信一氏は、運輸行政に関する豊富な知見を有するとともに、多数の大企業改革を手掛けた経験を有しております。同氏が有する専門的な観点から、経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

こ ばやし けん じ
小林 建治 (1978年12月11日生 満43歳)

再任 社外

略歴、当社における地位、担当

2003年10月 野村證券(株)入社
 2004年8月 ZSアソシエイツ 入社
 2011年1月 ポストンコンサルティンググループ 入社
 2017年7月 ポストンコンサルティンググループ プリンシパル
 2020年8月 (株)アドバンテッジパートナーズ 入社
 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 出向
 アドバンテッジアドバイザーズ(株) ディレクター (現職)
 2021年3月 当社 取締役 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 1年4か月

重要な兼職の状況

アドバンテッジアドバイザーズ(株) ディレクター

取締役会の出席状況

14回/14回

社外取締役への
選任の理由等

小林建治氏は、保険、金融、テクノロジー・メディア・テレコム、小売といった多様な分野において、中長期戦略、アライアンス戦略、ガバナンス等の強化に関する豊富な知見を有しております。同氏が有する専門的な観点から、経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

いち き やす し
一木 靖司 (1968年3月9日生 満54歳)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位、担当

1990年3月 (株)安川電機製作所(現(株)安川電機)入社
 1998年3月 英国安川電機 出向
 2002年2月 欧州安川電機 出向
 2010年6月 欧州安川有限会社 出向
 2014年3月 (株)安川電機 経営企画室 経営企画グループ長
 2015年3月 (株)安川電機 経営企画部 経営企画グループ長
 2017年3月 (株)安川電機 経営企画本部 経営企画部長
 2020年7月 (株)アイキューブデジタル 社外取締役 (現職)
 2021年3月 (株)安川電機 執行役員 経営企画本部 経営企画部長
 2021年6月 当社 取締役 (現職)
 2022年3月 (株)安川電機 執行役員 経営企画本部 副本部長
 ICT戦略推進室 ICT戦略推進担当 経営企画本部 経営企画部長 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 1年

取締役会の出席状況

10回/11回

重要な兼職の状況

(株)安川電機 執行役員 経営企画本部 副本部長 ICT戦略推進室 ICT戦略推進担当
 経営企画本部 経営企画部長、(株)アイキューブデジタル 社外取締役

社外取締役への
選任の理由等

一木靖司氏は、(株)安川電機に在籍され、企画管理部門でのキャリアを長く積まれており事業運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が有する専門的な観点から、経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

すずき だいすけ
鈴木 大輔

(1972年2月21日生 満50歳)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当

1994年 4月 全日本空輸 (株) 入社
 2007年 4月 全日本空輸 (株) 営業推進本部 宣伝部 主席部員
 2008年 4月 全日本空輸 (株) 財務部 主席部員
 2013年 4月 全日本空輸 (株) 経理部 会計チーム 主席部員 兼
 ANAホールディングス (株) 財務企画・IR部
 (株) ANA Cargo 総務企画部 企画課長
 2015年 7月 ANAホールディングス (株) グループ経営戦略室 経営企画部 担当部長
 2018年 4月 ANAホールディングス (株) グループ経営戦略室 経営企画部 担当部長
 2021年 6月 当社 取締役 (現職)
 2022年 4月 ANAホールディングス (株) グループ経営戦略室 経営企画部 担当部長 兼
 全日本空輸 (株) 経営戦略室 経営企画部 担当部長 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 1年

取締役会の出席状況

11回/11回

重要な兼職の状況

ANAホールディングス (株) グループ経営戦略室 経営企画部 担当部長、
 全日本空輸 (株) 経営戦略室 経営企画部 担当部長

社外取締役への
選任の理由等

鈴木大輔氏は、ANAホールディングス (株) に在籍され、そこで得られた航空事業に関する豊富な経験とCX、ブランド戦略にも幅広い見識を有しております。同氏が有する専門的な観点から、経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

よこやま みほ
横山 美帆

(1970年6月2日生 満52歳)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1993年 4月 カーギルジャパン東京支店 入社
 2006年12月 カーバルインベスターズPte.Ltd 出向
 2017年12月 清水謙法律事務所 代表弁護士 (現職)
 2017年12月 (株) ディア・ライフ 社外取締役 (現職)
 2018年 6月 (株) インフォネット 社外監査役 (現職)
 2021年 6月 当社 取締役 (現職)
 2022年 3月 (株) 日本パワーファスニング 社外取締役 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時 1年

取締役会の出席状況

11回/11回

重要な兼職の状況

清水謙法律事務所 代表弁護士、(株) ディア・ライフ 社外取締役、
 (株) インフォネット 社外監査役、(株) 日本パワーファスニング 社外取締役

社外取締役への
選任の理由等

横山美帆氏は、弁護士として企業法務を中心とした豊富な知識・経験に加え、他社の社外取締役および社外監査役の経験、コンプライアンス、リスクマネジメントにも幅広い見識を有しております。同氏が有する専門的な観点から、経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

なかの みきこ
中野 幹子

(1967年9月25日生 満54歳)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 九州旅客鉄道(株) 入社
 2014年 4月 九州旅客鉄道(株) 事業開発本部 サービス事業部長
 2016年 6月 JR九州ホテルズ(株) 出向
 JR九州ホテルズ(株) 代表取締役社長
 2019年 4月 九州旅客鉄道(株) 博多駅長
 2021年 4月 九州旅客鉄道(株) 事業開発本部 ホテル開発部長
 2021年 5月 九州旅客鉄道(株) 執行役員 事業開発本部 ホテル開発部長
 2022年 4月 九州旅客鉄道(株) 執行役員 熊本支社長 (現職)

所有する当社株式の数

- 株

取締役在任期間

※本総会終結時

-

重要な兼職の状況

九州旅客鉄道(株) 執行役員 熊本支社長

取締役会の出席状況

- 回 / - 回

社外取締役への
選任の理由等

中野幹子氏は、九州旅客鉄道(株)に在籍され、そこで得られた鉄道事業に関する豊富な経験と安全、サービスおよび新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。同氏が有する専門的な観点から経営全般への適切な助言および、取締役会の監督機能の充実に貢献していただくことを期待して、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉岡雅之氏、上山信一氏、小林建治氏、一木靖司氏、鈴木大輔氏、横山美帆氏および中野幹子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、吉岡雅之氏、一木靖司氏、横山美帆氏および中野幹子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの期間について
- ①吉岡雅之氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
 - ②上山信一氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年4か月であります。
 - ③小林建治氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年4か月であります。
 - ④一木靖司氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 - ⑤鈴木大輔氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 - ⑥横山美帆氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 社外取締役候補者吉岡雅之氏、上山信一氏、小林建治氏、一木靖司氏、鈴木大輔氏および横山美帆氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、当社との間に会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額または3百万円のいずれか高い額としております。なお、当該候補者の選任を条件として、責任限定契約を継続する予定であります。
- また、中野幹子氏が社外取締役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件



法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

あゆかわのりあき
鮎川典明

(1961年3月25日生 満61歳)

新任

社外

略歴、当社における地位

1980年 4月 北九州市 入職
2012年 6月 北九州市 産業経済局 風評被害防止対策室長
2013年 4月 北九州市 産業経済局 観光にぎわい部長
2015年 4月 北九州市 総務局 総務部長
2017年 4月 北九州市 小倉北区長
2019年 4月 北九州市 産業経済局長
2021年 6月 (公財)北九州産業学術推進機構 専務理事 (現職)

所有する当社株式の数

— 株

重要な兼職の状況

(公財)北九州産業学術推進機構 専務理事

補欠の社外監査役への選任の理由

鮎川典明氏は、永きにわたり行政分野でご活躍され、そこで得られた行政施策立案等に関する知見・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるとの判断から、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鮎川典明氏は、監査役に就任した場合、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役となります。
3. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できることとしております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額または3百万円のいずれか高い額としております。
- 鮎川典明氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、会社法施行規則第76条に定める、社外監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。なお、鮎川典明氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

1 会社の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当事業年度における当社を取り巻く環境は、依然として厳しい競争環境が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、先行きは不透明な状態が続いております。

市場の動向については、原油価格は期初から上昇傾向で推移し、前事業年度と比較すると高水準となりました。また、為替相場は期初から円安傾向で推移し、前事業年度と比較すると円安となりました。

就航路線の状況につきまして、当事業年度末における路線便数は、国内定期便1日当たり6路線34往復68便、国際定期便1日当たり2路線2往復4便であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の急激な減退に伴い、2020年3月11日より順次、国内線の一部路線を減便または運休し、国際線を運休しております。

(2022年3月31日現在)

| 路線 | 便数(1日当たり) (注) | 備考 |
|---------------|---------------|-----------------------|
| 国内定期路線 | | |
| 北九州-羽田線 | 11往復22便 | 2020年3月11日から一部の便を減便 |
| 関西-羽田線 | 5往復10便 | |
| 福岡-羽田線 | 8往復16便 | 2020年3月26日から一部の便を減便 |
| 福岡-中部線 | 6往復12便 | 2020年3月23日から一部の便を減便 |
| 山口宇部-羽田線 | 3往復 6便 | |
| 北九州-那覇線 | 1往復 2便 | 2020年4月21日から運休または一部減便 |
| 国内定期路線 計 | 34往復68便 | |
| 国際定期路線 | | |
| 北九州-台北(台湾桃園)線 | 1往復 2便 | 2020年3月11日から運休 |
| 中部-台北(台湾桃園)線 | 1往復 2便 | 2020年3月11日から運休 |
| 国際定期路線 計 | 2往復 4便 | |
| 合計 | 36往復72便 | |

(注) 新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要減退に伴う減便および運休を含めない、本来の1日当たりの便数を記載しております。

飛行時間につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の減退に伴い、国内線の一部路線を減便および国際線を運休した影響はあるものの、需要動向を見極めながら運航したことにより、当事業年度の飛行時間は27,199時間（前期比16.6%増）となりました。

就航率、定時出発率につきましては、社内で継続して就航率・定時性向上プロジェクト（ON TIME FLYER活動）を推進しております。当事業年度は、一部路線を減便または運休しておりますが、就航率は前事業年度を上回る水準を達成しました。

| 項目 | | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 増減率 |
|-------|-----|--|--|--------|
| 就航率 | (%) | 98.7 | 99.5 | +0.8pt |
| 定時出発率 | (%) | 98.8 | 98.1 | △0.6pt |

(注) 就航率の算出において、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要減退に伴う減便および運休を含めておりません。

(輸送実績)

旅客状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要減退に伴い、国内線の一部路線を減便または運休し、国際線を運休した影響はあるものの、需要動向を見極めながら運航したことにより自社提供座席キロは1,227百万席・km（前期比23.0%増）となりました。

北九州－羽田線、福岡－羽田線を中心とした減便、国際定期便2路線の運休による生産量の調整を行う一方で、需要は徐々に回復の傾向を示し、旅客数は67万7千人（前期比47.9%増）、座席利用率は52.6%（同9.8ポイント増）となりました。

| 項目 | | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 増減率 |
|--------|----------|--|--|--------|
| 有償旅客数 | (千人) | 457 | 677 | +47.9% |
| 有償旅客キロ | (百万人・km) | 427 | 645 | +51.1% |
| 提供座席キロ | (百万席・km) | 997 | 1,227 | +23.0% |
| 座席利用率 | (%) | 42.8 | 52.6 | +9.8pt |

- (注) 1 上記輸送実績には、全日本空輸株式会社への座席販売分を含めておりません。
 2 有償旅客キロは、路線区間の有償旅客数に区間距離を乗じたものであります。
 3 提供座席キロは、路線区間の提供座席数に区間距離を乗じたものであります。

航空運送事業収入は、生産量（総提供座席キロ）および有償旅客数が前事業年度と比べ増加し、21,026百万円（前期比15.4%増）となりました。また、附帯事業収入は105百万円（前期比36.7%増）となり、これらの結果として、当事業年度の営業収入は21,131百万円（前期比15.5%増）となりました。

一方、費用面につきましては、機材（J A 08MC、J A 23MC）減少による固定費（航空機材費）の減少、一部路線の減便および運休に伴う生産量調整による変動費（航行費や運送費など）の減少、航空業界を対象とした支援策による燃料税や着陸料などの減免による航行費の減少などがありました。さらに、全社一丸となった費用削減も期初から功を奏し、結果として、事業費ならびに販売費及び一般管理費の合計額である営業費用は、27,597百万円（前期比6.6%減）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は6,465百万円（前事業年度は営業損失11,239百万円）、経常損失は6,054百万円（前事業年度は経常損失11,356百万円）、当期純損失は4,986百万円（前事業年度は当期純損失10,067百万円）となりました。

2 設備投資の状況

当事業年度における設備投資（有形固定資産および無形固定資産）総額は、34百万円となりました。その主なものは、航空機材（航空機予備部品等）およびソフトウェアであります。

当事業年度末における保有機材数は11機となっております。なお、当社の航空機材は、すべてエアバス社A 320型機を使用しております。

3 資金調達の状況

当事業年度は、3,512百万円の借入金（流動負債および固定負債合計）、2,474百万円のリース債務（流動負債および固定負債合計）の返済を行いました。

これらの結果、当事業年度末における有利子負債残高は4,936百万円となりました。

4 財産および損益の状況の推移

| 区分 | | 第17期 2019年3月期 | 第18期 2020年3月期 | 第19期 2021年3月期 | 第20期 (当事業年度) 2022年3月期 |
|--------------------------------|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 営業収入 | (百万円) | 39,937 | 40,416 | 18,295 | 21,131 |
| 経常利益 又は経常損失 (△) | (百万円) | 1,250 | 46 | △11,356 | △6,054 |
| 当期純利益 又は当期純損失 (△) | (百万円) | 513 | △400 | △10,067 | △4,986 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) | (円) | 179.03 | △139.91 | △3,513.61 | △1,734.98 |
| 総資産 | (百万円) | 28,087 | 29,474 | 32,769 | 20,089 |
| 純資産 | (百万円) | 8,537 | 6,754 | 6,281 | 1,357 |
| 1株当たり純資産 | (円) | 2,979.56 | 2,357.32 | △607.77 | △2,314.48 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

5 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社の主な事業は、航空運送事業であり、国内定期路線として北九州－羽田線、関西－羽田線、福岡－羽田線、福岡－中部線、山口宇部－羽田線、北九州－那覇線を運航しております。また、国際定期路線として北九州－台北(台湾桃園)線、中部－台北(台湾桃園)線を運航しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の急激な減退に伴い、国際線は2020年3月11日より全便運休する一方で、国内線についても同年3月11日より順次、一部路線を減便または運休しております。

6 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 780名 | 66名減 | 37.9歳 | 7年 |

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

7 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内外の経済および航空需要に大きな影響を及ぼしております。

このような状況のなか、中長期的な会社の経営戦略につきましても、目下の緊急課題として新型コロナウイルス感染症、および原油価格や為替相場への対策に取り組んでおりますが、その後の業績回復や、航空業界および当社を取り巻く経営環境の大きな変化へ速やかに対応すべく、コスト削減を中心とした緊急的な対策からさらに深掘りした、全社規模での構造改革を推進しております。

具体的には、航空需要の大幅な減退に対応し事業規模を一旦縮小しつつも、この期間を好機ととらえ、事業領域拡大を含むビジネスモデルの進化も視野に入れた抜本的な事業構造改革を実行するとともに、チェックポイントを設けた計画更新を随時に行い、同感染症の収束次第速やかに業績を回復させるための柔軟かつ強固な体制構築を進めております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要減退は、当社の業績に大きな影響を及ぼしております。

今後の感染症拡大の状況によっては、航空需要減退に伴う収入減少が長期化および拡大し、当社の業績にさらに大きな影響を及ぼす可能性があります。

株主の皆様におかれましては、引き続き、より一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8 継続企業の前提に関する重要事象等

2019年末に新型コロナウイルス感染症が中国で初めて確認され、これまでに多くの国や地域へ拡大しております。国内においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出に伴う人流抑制措置などにより、国内線を中心とした航空運送事業を行う当社においても需要が大きく縮小した状況が継続しております。このような状況に対し、2020年3月以降、国内線および国際線の運休・減便を行うとともに、徹底した費用削減等の施策を継続することにより、業績への影響の低減を図ってまいりました。

前事業年度と比較すると需要は徐々に回復し業績も確実に改善傾向にあるものの、依然として非常に厳しい状況であることに変わりなく、当事業年度において4,986百万円の当期純損失（前事業年度は当期純損失10,067百万円）を計上し、当事業年度末の純資産合計は1,357百万円となっております。

この結果、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続するとともに、一部の借入契約に付されている財務制限条項（2022年3月期末日における純資産の部の合計金額、2022年3月期における経常損失）に抵触し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような事象または状況を解消するために、収支改善の施策を推進するとともに財務状況の安定化を図ることとします。具体的には下記を推進し、事業の継続、その後の回復を目指しております。

事業継続のための取り組み

- ・ 運転資金の安定的確保
- ・ 需要減少に応じた生産体制の構築（計画的減便・運休、社員の一時帰休等）
- ・ 迅速に生産調整を行える弾力的な体制の構築
- ・ 感染症拡大阻止への取り組み（組織的な全社員の健康管理、テレワークの実施等）
- ・ プロジェクト体制での収支改善・生産性向上の取り組み

また、これらの当社独自の対応策を実施することに加え、金融機関との緊密な連携関係を強めており、財務制限条項への抵触に関しても、一括返済の請求は行わない旨の同意をほぼ得ております。これらの結果、当面（今後1年間）の資金繰りには問題なく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1 株式数及び株主数

| | 発行可能株式総数 | 発行済株式総数 | 株主数 |
|--------|-------------|------------|--------|
| 普通株式 | 11,454,560株 | 3,008,840株 | 5,499名 |
| A種種類株式 | 5,500株 | 5,500株 | 1名 |
| B種種類株式 | 2,500株 | 2,500株 | 13名 |

※普通株式の発行済株式総数には、自己株式358株を含みます。

新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式総数は143,200株増加しております。

2 大株主 (普通株式上位10名)

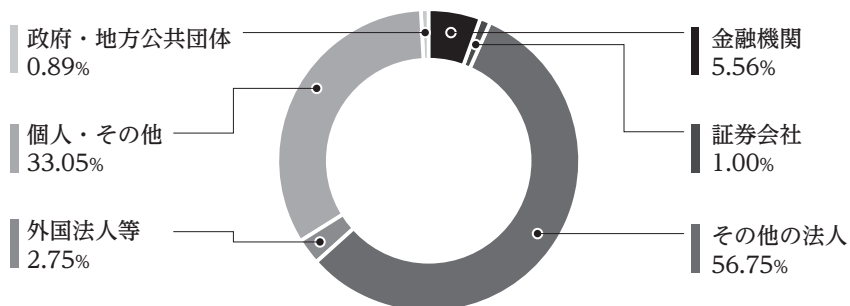
| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|---|----------|----------|
| | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
| ANAホールディングス株式会社 | 514,700 | 17.10 |
| TOTO株式会社 | 140,000 | 4.65 |
| ゴルフライフ株式会社 | 103,900 | 3.45 |
| 株式会社安川電機 | 94,660 | 3.14 |
| 北九州エアターミナル株式会社 | 80,000 | 2.65 |
| 株式会社エアトリインターナショナル | 79,500 | 2.64 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分 ・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社退職給付信託口) | 70,000 | 2.32 |
| 日産自動車株式会社 | 60,000 | 1.99 |
| 羽田タートルサービス株式会社 | 42,680 | 1.41 |
| 日本製鉄株式会社 | 40,000 | 1.32 |

※持株比率は、当社の発行済株式総数から自己株式358株を除いて算出しております。

A種種類株式は投資事業有限責任組合IXGS III号、B種種類株式は、ANAホールディングス株式会社、TOTO株式会社、株式会社安川電機をはじめ、計13社に対して株式を交付しております。

なお、A種種類株式、B種種類株式については、議決権がありません。

普通株式分布状況（2022年3月31日現在）



3 会社の新株予約権等に関する事項

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ③その他新株予約権等に関する重要な事項

| | |
|-------------------------------|--|
| 割当先 | 投資事業有限責任組合IXGS Ⅲ号 |
| 発行決議日 | 2021年3月2日 |
| 新株予約権の数 | 15,129個 ※1 |
| 新株予約権の目的となる普通株式の数 | 1,512,900株 ※2（新株予約権1個当たり100株） |
| 新株予約権の払込金額 | 1個当たり 1,500円 （本予約権の払込総額 22,693,500円） |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法 | 新株予約権1個当たり 198,230円 ※3 （1株当たり 1,982.3円） |
| 新株予約権の行使可能期間 | 2021年3月9日から2026年3月9日まで |
| 新株予約権行使の条件 | 一部行使は不可 |
| 新株予約権の譲渡制限 | 譲渡につき取締役会の承認不要 |

- ※1. 新株予約権の数は、当事業年度において1,432個が行使され、当事業年度末現在の残高は13,697個であります。
- ※2. 目的となる普通株式の数については、引受契約上の数量の調整がなされる場合があります。
- ※3. 行使価格については、引受契約に記載された条件により、下限行使価格を1,189.4円として調整がなされる場合があります。

3 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 | 兼職先法人等と 当社との関係 |
|-----------------|-------|--|-------------------------------|
| 代表取締役 社長執行役員 | 白水政治 | 総務人事部、安全推進部、CS推進部 監査部、空港客室本部管掌 | — |
| 取締役 常務執行役員 | 柴田 隆 | 営業本部長、情報取扱責任者 東京地区担当、経営企画本部管掌 | — |
| 取締役 執行役員 | 松浦祐之助 | 安全統括管理者、運航本部長 アルコール検査タスクチーム責任者 整備本部管掌 | — |
| | | 日産自動車九州(株) 取締役常務執行役員 人事・渉外部 部長 | — |
| 取締役 | 東 俊明 | 日産車体九州(株) 社外取締役 | — |
| | | 北九州エアターミナル(株) 社外取締役 | 空港施設の賃貸借 出資引受先 |
| 取締役 | 吉岡雅之 | TOTO(株) 執行役員 財務・経理本部長 兼 TOTOファイナンス(株) 代表取締役社長 | 航空券の売買 出資引受先 |
| | | 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 | — |
| | | (株)麻生 非常勤監査役 | — |
| 取締役 | 上山信一 | (株)アスコエパートナーズ 社外監査役 | — |
| | | (株)マイスターエンジニアリング 社外取締役 | — |
| | | アドバンテッジアドバイザーズ(株) 顧問 | 出資引受先ファンド の業務委託者、業務 提携先 |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 | 兼職先法人等と当社との関係 |
|----------|------|---|-----------------------|
| 取締役 | 小林建治 | アドバンテッジアドバイザーズ(株) ディレクター | 出資引受先ファンドの業務委託者、業務提携先 |
| 取締役 | 一木靖司 | (株)安川電機 執行役員 経営企画本部 副本部長 ICT戦略推進室 ICT戦略推進担当 経営企画本部 経営企画部長 | 航空券の売買 出資引受先 |
| | | (株)アイキューブデジタル 社外取締役 | — |
| 取締役 | 鈴木大輔 | ANAホールディングス(株) グループ経営戦略室 経営企画部 担当部長 | 出資引受先 航空機等の賃貸借 |
| | | 清水謙法律事務所 代表弁護士 | — |
| 取締役 | 横山美帆 | (株)ディア・ライフ 社外取締役 | — |
| | | (株)インフォネット 社外監査役 | — |
| | | (株)日本パワーファスニング 社外取締役 | — |
| 常勤監査役 | 中山景介 | | — |
| 監査役 | 中平雅之 | 第一交通産業(株) 取締役 業務監査室長 | 出資引受先 |
| 監査役 | 富増健次 | | — |

- (注) 1. 取締役東俊明氏、吉岡雅之氏、上山信一氏、小林建治氏、一木靖司氏、鈴木大輔氏および横山美帆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中平雅之氏および富増健次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役吉岡雅之氏、一木靖司氏、および横山美帆氏、ならびに監査役中平雅之氏、富増健次氏は、東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役中平雅之氏は(株)福岡銀行にて長きにわたり業務執行に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役松浦祐之助氏、一木靖司氏、鈴木大輔氏および横山美帆氏は、2021年6月29日開催の第19期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
6. 取締役宮島俊司氏、森山伸也氏、平野氏貞氏、大塚丈徳氏および石川徹氏は、2021年6月29日付で任期満了により退任いたしました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額または3百万円のいずれか高い額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。

4 各社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 | 出席回数 | |
|-----|------|---|-------|------|
| | | | 取締役会 | 監査役会 |
| 取締役 | 東 俊明 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中12回に出席しております。東氏は、主に事業計画立案・遂行の観点から、必要な発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 12/14 | — |
| 取締役 | 吉岡雅之 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席しております。吉岡氏は、主に社外からの経営責任監視の観点から、必要な発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 14/14 | — |
| 取締役 | 上山信一 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席しております。上山氏は、主にあるべきガバナンスの観点から随時発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 14/14 | — |
| 取締役 | 小林建治 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席しております。小林氏は、主に効率的な経営の観点から、発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 14/14 | — |

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 | 出席回数 | |
|-----|------|--|-------|-------|
| | | | 取締役会 | 監査役会 |
| 取締役 | 一木靖司 | 社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中10回に出席しております。一木氏は、主に適切な事業運営の観点から、発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 10/11 | — |
| 取締役 | 鈴木大輔 | 社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回に出席しております。鈴木氏は、主に航空事業に関する全般的な監視の観点から、必要な発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 11/11 | — |
| 取締役 | 横山美帆 | 社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回に出席しております。横山氏は、主に社外からの経営責任監視の観点から、必要な発言を行うとともに、経営の監督と経営全般への助言を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。 | 11/11 | — |
| 監査役 | 中平雅之 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、また監査役会には13回中13回に出席しております。中平氏は、主に財務および経理の観点から、必要な発言を行っております。 | 14/14 | 13/13 |
| 監査役 | 富増健次 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、また監査役会には13回中13回に出席しております。富増氏は、主に経営責任監視および合理的事業計画実行の観点から、必要な発言を行っております。 | 14/14 | 13/13 |

5 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、企業価値の持続的な向上を図るとともに業績向上に対するインセンティブとして機能する報酬体系として2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役（社外取締役を除く）および社外取締役ならびに監査役（社外監査役を除く）および社外監査役ごとの報酬総額の限度額を決定しています。

- ①取締役（社外取締役を除きます）の報酬は、固定報酬である基本報酬に加えて、会社業績および経営判断の実効性、有効性といった個人業績を考慮すべく業績連動報酬制度を採用しています。また、取締役の職位に応じ、基本報酬と業績連動報酬の年俸基準額における比率を以下の表のとおりとしています。

| | 固定報酬部分 | 全社業績連動部分 | 個人業績連動部分 |
|---------------|--------|----------|----------|
| 代表取締役 | 49% | 51% | なし |
| 常務取締役 | 62% | 30% | 8% |
| 取締役（社外取締役を除く） | 68% | 25% | 7% |

・全社業績連動部分

全社業績連動部分は前年度の営業利益額（予算比）の達成率および売上高営業利益率の二つの指標のマトリックス表により、評価ポイントを算出し、評価ポイントにより評価ランクおよび増減率が定められています。

増減率は、年俸基準額の70%～145%に設定されています。具体的には、営業利益額予算達成率が予算比130%超、かつ売上高営業利益率5%超となった場合に最高評価となり、全社業績連動報酬の基準額から45%加算されます。一方、営業利益額予算達成率が70%以下かつ売上高営業利益率が1%以下の場合には最低評価となり、全社業績連動報酬の基準額の70%となります。

・個人業績連動部分

取締役会は、代表取締役 白水政治に対し社外取締役を除く各取締役の所管部門の目標達成度等を踏まえた個人業績連動部分の評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況・実績等を勘案しつつ各取締役の所管部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

個人業績連動部分は、代表取締役により取締役個人の業績評価を5段階で実施し、各評価に応じた係数により金額が決定されます。各評価における基準額比は、評価5：基準額比115～130%、評価4：基準額比100～115%、評価3：基準額比85～100%、評価2：基準額比70～85%、評価1：基準額比0～70%となります。

・具体的金額の決定

業績連動部分の算定の基礎となる年俸基準額および業績連動部分の各評価内における具体的金額の決定は、報酬等の決定プロセスの透明性、妥当性および客観性を確保するために、また、当社の中長期的な業績の向上、企業価値・株主価値の最大化のために、社外取締役を委員長とする報酬委員会（会社法第404条第3項に定める報酬委員会ではありません）を設置し、同委員会の答申に基づき、取締役会にて決定致します。

その他、新任取締役は、就任前には取締役としての実績が無いことから基準額を適用しています。

2021年3月期において、営業損失は11,239百万円であり営業利益額予算達成率は70%以下、かつ、売上高は18,295百万円であり売上高営業利益率は1%未満となりました。

- ②社外取締役に対しては、2021年6月29日開催の第19期定時株主総会において新たに選任された社外取締役6名から一部報酬辞退の申し入れがあり、その申し入れを受け入れております。
- ③監査役の報酬は、監査役の職務と責任に応じた報酬額として、固定報酬のみとしています。
- ④社外監査役に対しては、報酬を支給しておりません。
- ⑤取締役の報酬の合計額は、2002年12月16日開催の創立総会の決議に基づき年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は除きます）としています。当該創立総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
- ⑥監査役の報酬の合計額は、2002年12月16日開催の創立総会の決議に基づき年額40百万円以内としています。当該創立総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
- ⑦取締役、監査役ともに上記以外の株式等による報酬はございません。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|--------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 31 (3) | 20 (3) | 11 (-) | — | 7 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 7 (-) | 7 (-) | — (-) | — | 1 (-) |
| 合計 (うち社外役員) | 38 (3) | 27 (3) | 11 (-) | — | 8 (1) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記には2021年6月29日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 26百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、担当取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務執行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

備考 この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表

単位：百万円

| 科目 | 当期 | 前期 (ご参考) | 科目 | 当期 | 前期 (ご参考) |
|-----------------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|
| | 2022年3月31日現在 | 2021年3月31日現在 | | 2022年3月31日現在 | 2021年3月31日現在 |
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 11,414 | 20,230 | 流動負債 | 4,681 | 12,096 |
| 現金及び預金 | 6,438 | 16,064 | 営業未払金 | 1,454 | 3,236 |
| 営業未収入金 | 1,196 | 786 | 短期借入金 | — | 2,000 |
| 商品 | 23 | 14 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,512 | 1,512 |
| 貯蔵品 | 609 | 590 | リース債務 | 140 | 2,449 |
| 前払費用 | 1,040 | 406 | 未払金 | 776 | 1,992 |
| 未収入金 | 671 | 1,507 | 未払法人税等 | 18 | 144 |
| デリバティブ債権 | 1,037 | 481 | 未払消費税等 | 84 | 97 |
| その他 | 396 | 378 | ポイント引当金 | — | 20 |
| 貸倒引当金 | △0 | △0 | 契約負債 | 402 | — |
| 固定資産 | 8,674 | 12,539 | デリバティブ債務 | — | 7 |
| 有形固定資産 | 6,939 | 10,643 | その他 | 291 | 634 |
| 建物 | 330 | 375 | 固定負債 | 14,051 | 14,392 |
| 構築物 | 10 | 13 | 長期借入金 | 2,644 | 4,156 |
| 航空機材 | 5,024 | 5,465 | リース債務 | 639 | 779 |
| 機械及び装置 | 128 | 171 | 定期整備引当金 | 10,302 | 9,151 |
| 車両運搬具 | 7 | 14 | 資産除去債務 | 58 | 57 |
| 工具、器具及び備品 | 84 | 137 | その他 | 406 | 247 |
| 土地 | 237 | 237 | 負債合計 | 18,732 | 26,488 |
| リース資産 | 1,115 | 4,227 | 純資産の部 | | |
| 無形固定資産 | 477 | 692 | 株主資本 | 614 | 5,931 |
| ソフトウェア | 422 | 633 | 資本金 | 1,393 | 1,250 |
| その他 | 55 | 59 | 資本剰余金 | 4,806 | 9,013 |
| 投資その他の資産 | 1,257 | 1,202 | 資本準備金 | 893 | 750 |
| 投資有価証券 | 37 | 80 | その他資本剰余金 | 3,913 | 8,263 |
| 関係会社株式 | 9 | 9 | 利益剰余金 | △5,583 | △4,331 |
| 出資金 | 0 | 0 | その他利益剰余金 | △5,583 | △4,331 |
| 長期前払費用 | 0 | 0 | 繰越利益剰余金 | △5,583 | △4,331 |
| 差入保証金 | 1,210 | 1,112 | 自己株式 | △1 | △1 |
| 資産合計 | 20,089 | 32,769 | 評価・換算差額等 | 722 | 327 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | 722 | 327 |
| | | | 新株予約権 | 20 | 22 |
| | | | 純資産合計 | 1,357 | 6,281 |
| | | | 負債及び純資産合計 | 20,089 | 32,769 |

損益計算書

単位：百万円

| 科目 | 当期 | 前期 (ご参考) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| | 2021年4月1日から2022年3月31日まで | 2020年4月1日から2021年3月31日まで |
| 営業収入 | 21,131 | 18,295 |
| 事業費 | 25,109 | 26,861 |
| 営業総損失 (△) | △3,977 | △8,566 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,487 | 2,672 |
| 営業損失 (△) | △6,465 | △11,239 |
| 営業外収益 | 532 | 95 |
| 受取利息及び配当金 | 0 | 10 |
| 為替差益 | 398 | 32 |
| 貯蔵品売却収入 | 14 | 0 |
| 補助金収入 | 103 | 40 |
| その他 | 15 | 10 |
| 営業外費用 | 121 | 213 |
| 支払利息 | 83 | 139 |
| 固定資産除却損 | 7 | 7 |
| 支払手数料 | 26 | 14 |
| 株式交付費 | — | 41 |
| その他 | 3 | 10 |
| 経常損失 (△) | △6,054 | △11,356 |
| 特別利益 | 2,614 | 1,605 |
| 補助金収入 | 448 | 1,605 |
| 定期整備引当金戻入額 | 2,165 | — |
| 特別損失 | 1,533 | — |
| 減損損失 | 1,433 | — |
| 投資有価証券評価損 | 42 | — |
| その他 | 57 | — |
| 税引前当期純損失 (△) | △4,973 | △9,751 |
| 法人税等合計 | 12 | 316 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13 | 3 |
| 法人税等調整額 | △0 | 312 |
| 当期純損失 (△) | △4,986 | △10,067 |

この計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社スターフライヤー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 安藤 見

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田 尚宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スターフライヤーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの構築及び運用の状況について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 関連当事者との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての判断及びその理由については、取締役会、経営会議その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的なコーポレートガバナンスの強化が重要であると考えております。
 - ④ 関連当事者との取引については、当社決裁基準に沿って判断されており、指摘すべき重大な事項は認められません。今後とも当社の利益を害さないかどうかを注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社スターフライヤー 監査役会
常 勤 監 査 役 中 山 景 介 ㊟
社 外 監 査 役 中 平 雅 之 ㊟
社 外 監 査 役 富 増 健 次 ㊟

以 上

| 株主メモ | |
|-----------------------|---|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年6月開催 |
| 基準日 | 定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日 |
| 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 事務取扱場所 | (郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| | (電話照会先) 0120-782-031 |
| | (ホームページURL) https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html |
| 公告方法 | 電子公告によります。 https://www.starflyer.jp/starflyer/koukoku.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 |

| 株式に関するお手続きについて | | |
|--|---|--|
| お手続き | お問い合わせ先 | |
| | 証券会社に口座をお持ちの場合 | 特別口座の場合 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主名簿に記載の住所・氏名などの変更 ▶ 単元未満株式の買取請求 ▶ 配当金の受領方法 ▶ その他お手続きに関する事項 | 株式をお預けの証券会社に お問い合わせください。 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別口座から証券会社の口座への振替申請 ▶ 特別口座の残高照会 | | |
| ▶ 支払期間経過後の配当金の支払い | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 | |

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

